

（ 令和 3 年 3 月 2 9 日 ）
（ 議 会 運 営 委 員 会 決 定 ）

「墨田区議会基本条例の運用に係る検討課題」検討結果

No. 21 (優先度C1)	
検討課題	請願及び陳情提出者からの意見聴取
議会基本条例の条文	(区民参加の推進) 第20条 3 議会は、請願及び陳情の審議及び審査に当たっては、その趣旨を十分に理解するために、請願及び陳情の提出者の意見を聴取する場を設ける。
具体的な運用方法等	本区議会では、請願・陳情の提出者からの意見聴取の場を設けている(別紙のとおり)。これは、提出者から、30分程度、直接、意見等を聴取するものであり、請願・陳情の提出に至った背景やその願意の説明を受けるとともに、提出者への質疑を行っている。こうした対応は、他議会と比較しても充実したものであるため、当面は現行どおり運用する。なお、委員会等の公式の場における意見聴取については、区民参加の推進の観点から重要であるが、提出者の負担になることも想定されるため、将来的な課題として、然るべき場で検討していくこととする。
その他	

請願・陳情者からの意見聴取(趣旨説明)の実施について

平成25年 8月28日 各派交渉会 決 定
(平成25年第3回定例会から適用)
令和 2年11月19日 各派交渉会 一部改正
(令和2年度定例会11月議会から適用)
令和 2年12月24日 各派交渉会 一部改正
(令和2年度定例会2月議会から適用)

1 目的

請願・陳情者から直接意見等を聴取し、請願・陳情の提出に至った背景や願意を詳細に把握することにより、付託委員会における審査をより充実したものとする。

2 時期

本会議における議案付託予定日の翌日

3 参加者及び傍聴者

(1) 参加者

付託委員会委員とする。

なお、請願の紹介議員については、参加委員が必要と認める場合、請願者と同席することができる。

(2) 傍聴者

委員外議員及び関係理事者は、傍聴することができる。

4 流れ

(1) 希望確認

請願・陳情を受理する際、趣旨説明の希望の有無を確認し、希望する場合は意見聴取予定日時を伝え、希望する実施時間を伺う。

(2) 日程調整

請願・陳情提出締切後、付託予定委員会の正副委員長に趣旨説明の希望がある旨を伝え、実施時間を調整する。

(3) 日時決定

請願・陳情者、正副委員長、各委員及び正副議長に趣旨説明の実施日時を伝える。

5 文書表との相違確認

請願・陳情の審査は請願・陳情書を基に作成した文書表により行うため、意見聴取における請願・陳情者の発言等の中で当該文書表記載の願意等と相違がある部分については、その場で確認をすることとする。

6 対象とする請願・陳情

原則として、付託される請願・陳情すべてを対象とする。

7 区民等への周知

請願・陳情を受理する際に本制度の説明をするとともに、区議会ホームページ及び区議会だより等を活用し周知する。